

独立行政法人空港周辺整備機構平成17年度計画

独立行政法人空港周辺整備機構(以下「機構」という。)は、中期計画を実施するため、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条に基づき、機構に係る平成17年4月1日から平成18年3月31日までの期間における年度計画を以下のとおり定め、業務を実施していくこととします。

1. 業務運営の効率化に関する年度計画

(1) 組織運営の効率化

さらなる事務事業の効率化の観点から大阪国際空港事業本部総務部管財調達課所掌の共同住宅事業の業務を事業第一部再開発事業課で分掌することとし、再開発事業課を固有事業課として再編する。

(2) 人材の活用

若い人材を任用し、確実に組織の活性化が図られるよう、国・府・県・市の人事異動計画策定期間に綿密な調整・協議を引き続き行うと共に、業務の実情に応じた人材の確保に努める。

(3) 業務運営の効率化

代替地造成事業の効率化

各事業本部において、移転補償対象者のニーズを把握し、代替地の需要がある場合には適切に対応する。

また、現在保有している福岡の代替地については、引き続き需給動向を勘案のうえ、自治体等への優先譲渡のほか、必要に応じて一般処分を行う。

共同住宅

イ ホームページにおいて公表している採算性の現状及び見通しを必要に応じて更新する。

ロ 熊野町住宅については、一棟処分(入居者付き)に向けて入居資格者以外への賃貸を実施し、入居率の向上を図る。

ハ 戸別処分を行う小中島住宅については、2戸を処分する。

ニ 服部本町住宅及び利倉西住宅(第1、第2、第3)については、入居資格者以外への賃貸を実施し、入居率の向上を図る。

事業費の抑制

事業費については、事業執行方法の改善等を通じて効率化を促進しコストの縮減等を推進する。また、住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものについては、業務処理の最盛期に当たるため、当面、集中的な執行を行う。

一般管理費の抑制

一般管理費について、業務の集約化・効率化の推進等により認可法人時の最終年度(平成14年度)比で9%以上に相当する額を削減する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(1) 業務の質の向上

業務の質を向上させるため、平成17年度において次の措置を実施する。

連絡協議会の開催

業務の調整及び意見聴取のため、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を年2回開催する。

職員の資質の向上

外部講師等(弁護士、公認会計士、税理士を予定)による職員研修を年3回程度実施する。

業績評価の業務への反映

平成16年度の事業及び平成17年度上半期の事業について内部評価を実施するため、内部評価委員会を年2回以上開催し、実績等の分析結果を以後の計画策定・業務の実施方法等に反映させる。

広報活動の充実

イ ホームページについては、アクセス数の実績を把握しつつ、一般に理解されやすく親しまれるものとなるよう、引き続き公表資料、データ等の内容の充実を図ると共に、地域住民への周知を図るため関係自治体のホームページにリンクを依頼していく。

平成16年度に作成したホームページキッズ版を積極的にアピールすることにより小中学校等への広報活動を行う。

ロ 環境対策における広報活動の充実を図るため、空港等で行うイベントの機会を利用し、パンフレットを配布する。

(2) 業務の確実な実施

再開発整備事業

イ 関係自治体と情報交換を継続的に行い、都市計画や地域整備計画との整合を図りながら、施設整備を実施する。

ロ 施設整備にあたっては、企業からの提案を積極的に取り入れるとともに、建設コスト抑制に努め、空港周辺地域及び施設利用者にとって利便性の高い施設整備を図る。

ハ 平成17年度中に2件の整備を実施する。

民家防音事業

再更新工事の計画台数が平成16年度に比して大幅な増加となるものの、事業の円滑な実施及び住民サービスの向上(手続きの軽減)を図るため、更なる事務の効

率化及び簡素化を行うことにより、交付申請から交付額の確定までの期間について、平成14年度実績に比して15%短縮する。

移転補償事業

移転補償及び土地の買い入れの申請から代金の支払いまでの期間については、引き続き物件調査等を効率的に行うことにより、平成14年度実績に比して15%短縮することに努める。

また、処理期間の遅延の要因ともなっている権利関係の解消や境界確認等の手続きに関して、申請・相談時に指導を徹底し、円滑な事務処理を図る。

中村地区の移転補償事業

イ 中村地区整備協議会(幹事会)と意見、情報交換を月に1回程度実施する。

なお、「移転先用地整備推進部会」において、事業の円滑な実施を図るための調整を行う。

ロ 地元自治会との連絡情報交換を関係自治体とタイアップして実施することで住民の意向把握に努める。

ハ 移転補償事務を行うにあたり住民及び事業者に十分な説明を行うとともに、電話等の照会に対しても適切に対応する。

大阪国際空港周辺の緑地整備

イ 利用緑地、緩衝緑地第1期事業の用地取得については、未買収地約2.6ha(利用緑地残約0.4ha、緩衝緑地第1期残約2.2ha)のうち約0.6haを買収し、用地取得進捗率を約94%とする。

また、買収済みの土地約0.7haについて造成・植栽を実施する。

ロ 緩衝緑地第2期事業分については、利用緑地及び緩衝緑地第1期事業の進捗状況を踏まえつつ、都市計画事業承認・認可について国・地元自治体等と引き続き調整する。

福岡空港周辺の緑地整備

イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備等の推進を図る。買収済みの土地約0.4haについて造成・植栽を実施する。

ロ 空港南側の一定範囲については、都市計画事業承認・認可について、国・地元自治体等と引き続き調整する。

(3) 空港と周辺地域の共生

空港周辺地域の緑地整備を推進するなど国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、次の措置を行う。

イ 周辺地域活性化促進協議会等を通じ環境関係の講演を行うことにより啓発活動を実施する。

ロ 環境関係の見学要望には適切に対応し、環境対策の理解を深める。

ハ 校外学習の一環としての義務教育機関からの環境学習の受け入れ等を推進す

るため、引き続き関係自治体の教育委員会を通じて、周辺の学校に働きかける。

3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画

- (1) 予 算 別紙のとおり
- (2) 収支計画 別紙のとおり
- (3) 資金計画 別紙のとおり

総利益を計上することにより、欠損金の着実な圧縮を図る。

未収家賃を回収するため、債務者及び連帯保証人に対する督促、戸別訪問、民事訴訟手続き等を積極的に実施する。

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

該当なし

6. 剰余金の使途

該当なし

7. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

方針

国・府・県・市からの出向者については平均して若返りを図り、人件費抑制につながる人事異動計画が策定されるよう引き続き要望すると共に、事前の調整・協議を充分に行う。

人事に関する指標

中期計画期間中に抑制する人員の見通しを確立し、国・府・県・市からの出向者について、派遣元との協議を行う。

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	21,462
業務収入	1,189
補助金収入	3,263
受託金収入	14,382
負担金収入	760
長期借入金等収入	732
雑収入	11
繰越金受入	1,125
支出	21,462
大阪固有事業	1,375
福岡固有事業	1,753
受託事業	13,674
その他事業	3,289
人件費	1,128
一般管理費	243

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	19,441
経常費用	19,439
業務費用	17,937
大阪固有事業	379
福岡固有事業	574
受託事業	13,674
その他事業	3,310
一般管理費	1,365
人件費	1,128
物件費	235
減価償却費	2
財務費用	137
雑損	0
臨時損失	2
収益の部	19,596
経常収益	19,596
業務収入	1,177
受託収入	14,382
補助金等収益	4,030
財務収益	7
雑益	0
臨時利益	-
純利益	155
目的積立金取崩額	-
総利益	155

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	24,780
業務活動による支出	20,564
投資活動による支出	393
財務活動による支出	1,898
翌年度への繰越金	1,925
資金収入	24,780
業務活動による収入	19,985
業務収入	1,141
受託金収入	14,780
その他の収入	4,064
投資活動による収入	39
補助金による収入	39
財務活動による収入	732
前年度よりの繰越金	4,024